

第2章

水道事業の産声



第2章 水道事業の産声

第1節 工業用水道のはじまり

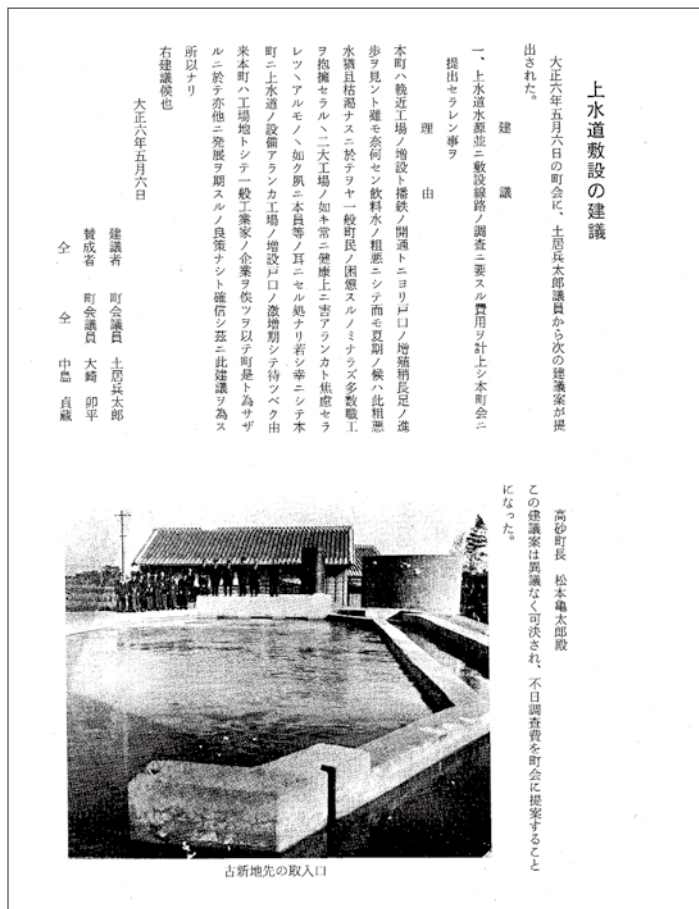
1. 水道創設の機運の高まり 〈1917年～1918年〉

先に述べたように、合資会社神戸製紙所（現：三菱製紙株式会社）及び鐘淵紡績に工場増設の計画があったが、水質不良の影響で誘致することができなかった。

町発展のためにも、町当局にとって用水対策は重大問題であった。

さらに高砂町は加古川河口部の海岸地帯にあるため、くみ上げた井戸水は塩分を含み、水質は良好とは言えず、衛生上からも水道を設置する機運が高まった。

そして1917（大正6）年5月6日の町会に、土居兵太郎議員から上水道敷設の建議案が提案され可決された。翌1918（大正7）年2月26日には上水道委員規定が制定された。



・高砂町史誌 P.286

2. 三菱製紙株式会社との交渉 〈1918年〉

町当局は、水道敷設の急務を提唱し、水道と工業用水の供給について研究する一方、工場側とも交渉し、三菱製紙株式会社（以下、三菱製紙）に工業用水敷設の要望があることを聞き、共同で事業を起こす協議が開始された。

上水道創設を決意した高砂町は、第1期工事として水源関係と導水路施設を創設して豊富な工業用水道を供給し、さらに第2期工事では浄水場施設や配水管工事等を行うことを計画した。

予算は双方協議のうえ、第1期工事費として72,500円を計上し、その財源を三菱製紙の寄附に求めた。

この案は、1918（大正7）年3月23日に議決され、同年4月10日に内務大臣に対して水道敷設の認可を申請した。当時、加古川河川改修工事の調査中で、河川流域その他に変化がある可能性があったため一時保留となった。したがって、三菱製紙との話し合いも自然消滅の形となり、計画は頓挫した。

その後、加古川改修工事の調査の結果、三菱製紙が使用している取水口も変更させられていることが明らかになった。そこで三菱製紙は、自家用設備として引水する計画を立て、町当局に対して次の3案を示し、意向を打診してきた。

第1案 三菱ノ成案ヲ基礎トシテ此際、水道ヲ共同施設スルノ意志ナキヤ。

第2案 此際即時実行ノ意志ナシトセバ、或時期ニ於テ三菱ノ施設シタル設備ヲ、上水道ノ根底トシテ利用スルノ意志ナキヤ。

第3案 前2案共其ノ意志ナシトセバ三菱ハ自家事業用水トシテ単独ニテ直ニ起工手續ヲ進ムルニヨリ、会社所在地タル地方団体トシテ諸般ノ厚意的援助ヲ望ム。

・高砂市水道50年史 P.7

第1案では、前回の契約では工事費の一部を町で負担していたが、今回は町長が欠員で臨時代理者であり、第一次世界大戦中で物価は暴騰し、予算額が4倍の285,000円となり、負担の協定は簡単にまとめることができなかった。三菱製紙は喫緊の問題であり、用水政策を永久に安定させる事業であることから、この工事金額を負担するものとした。

第2案は会社の施設を将来、高砂町が利用する意志があるならば、その時にそれに適応する工事を施すことは、工事も困難な上に多額の費用を要するので、この際それを見込んだ施設として将来のために寄与したいという意味である。

第3案は第1案、第2案とも希望がなければ、この工事に対して各種の援助を要望したものである。

三菱製紙の計画を要約すると、米田町古新に水源地を造って加古川の水を取り入れ、そこから加古川堤防に沿って、約2km下った場所、すなわち平岸の三菱製紙の取水口付近に分水池を設置し、一方は工場へ、一方は町の浄水場へ取水する方法であった。そして、用地買収費、水源地の構築費、送水費、その他諸費一切を三菱製紙が負担するというものであった。

高砂町は、三菱製紙の示した第1案を選び、町は将来適当な時期に分水池から引水、用水施設

を造り、給水することとした。

1918（大正7）年4月10日、高砂町は三菱製紙との協議を踏まえ、兵庫県經由で内務大臣・後藤新平に対し、工業用水道敷設の認可を申請した。

3. 創設第1期工事〈1919年～1921年〉

1919（大正8）年、加古川改修工事の調査が終了したため、高砂町は関係方面と協議を行い、12月6日には三菱製紙との間で第1期の工業用水道工事の工費全額を三菱製紙が寄附することなどを内容とする契約を交わした。

その後、1920（大正9）年2月26日、町会では設計変更実施案を可決、同年4月12日内務大臣に対し認可を申請、同年11月17日認可を受けた。

工費は町予算一年分を優に超える285,000円で、1921（大正10）年1月18日起工届を提出、工事に着手し、同年11月5日から工業用水の給水を開始した。

工業用水に関する寄附

議第拾九号

金貳拾八万五千円也

但シ水道及工業用水路敷設工事費

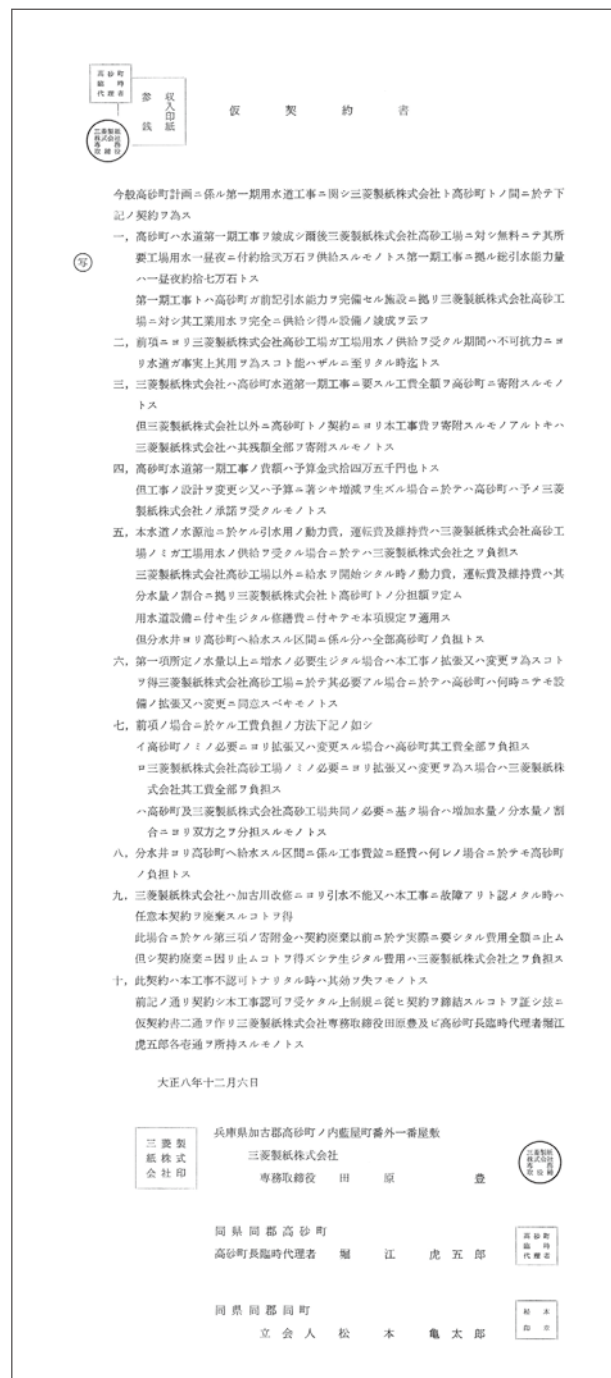
寄附者 三菱製紙株式会社

上記附願出ニ付キ之ヲ採納セントス

大正九年貳月廿六日提出

高砂町長臨時代理者 堀江 虎五郎

・高砂町史誌 P.298



・三菱製紙株式会社との仮契約書

創設第1期工事（水源工事）

施設名	数量	施設の概要
集水井	1井	レンガ造り、長径6.06m、短径4.03m、 高さ前面9.4m、背面9.55m 流入口4か所
連絡管	48.72m	鋼管 ϕ 900mm
ポンプ井	1井	レンガ造り、径4.54m、高さ11.51m
沈砂池	1池	コンクリート造り、有効貯水量370 m^3
導水路	2,116m	鉄筋コンクリート造り、幅1.06m、深さ1.06m、馬てい型



・古新水源地竣工式



・当時の古新水源地

第2節 高砂上水道事件

1. 上水道敷設をめぐる対立〈1921年〉

1921（大正10）年4月の町会議員選挙直後、河合義一らを中心に立憲青年会（のちの高砂同志会）が組織され、町政改革を誹謗し水道敷設反対を唱えた。これは前述した1919（大正8）年12月6日に三菱製紙と町が結んだ共同水道敷設に関する仮契約書に記された条件や工事の意義をめぐるものであった。

反対側の論旨は、「三菱は河水の引用を出願したが許可されないのので、町当局を抱きこみ町を利用して工事を遂行した」「第2期工事は三菱に便宜を与えるだけ」「住民はそのため莫大な負担に苦しむ」「第1期工事の寄附によって、三菱は永久に水を無料供給することは三菱には利益ではあるが、町にとっては大きな犠牲である」というものであった。

2. 反対運動の高まり〈1921年～1922年〉

1921（大正10）年12月13日に挙行された第1期工事完了後の通水式において、田原豊・三菱製紙取締役会長が「高砂の上水道も三菱のおかげで施行されるようになった」という趣旨の発言をしたため、反対派の町民が反発し、町長不信任・反三菱を叫んで結束を固めた。高砂町民の中には、三菱が高砂進出以来、排水・用水問題で農民や漁民を苦しめ、さらには上水道敷設で町民に大きな負担を強いようとしていると考える人々がいたことが推測される。

1922（大正11）年6月4日には高砂同志会主催の反上水道演説会が町公会堂で開催され、1,500人の聴衆が集まった。町民大会は何度も開催され、上水道敷設反対派は地方遊説中の尾崎行雄、犬養毅、島田三郎、永井柳太郎の諸氏を招き、賛成派は安芸盛、西尾末広、坂本勝、片山哲、田万清臣、浅原健三等の政治家を招いたこともあった。

演説中の弁士が拘束されることもあり、町長宅に脅迫状が舞い込み、町はかつてない険悪な空気に包まれた。



・神戸又新日報 大正11年12月27日付

3. 賛成派の動向 〈1922年〉

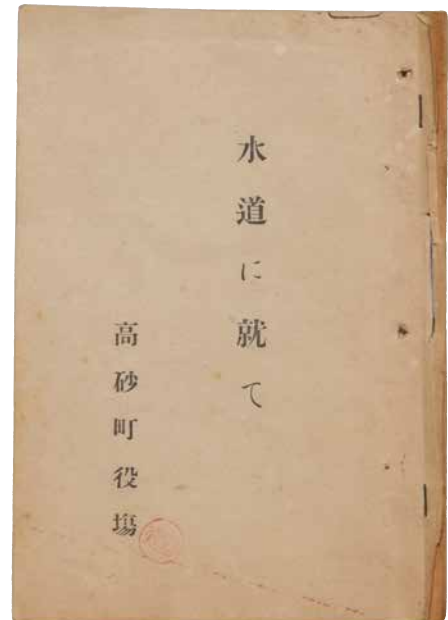
また、上水道敷設賛成派も1922（大正11）年6月9日に町公会堂に100人を集め、町会議員や町役場職員の列席のもと土居兵太郎町長が工事实施について協力を仰いだが「未だ十分の諒解は得兼ねた模様であった」と報じられている。（大朝神戸附録1922年6月12日）

また、高砂実業青年会は同年7月16日、十輪寺で臨時総会を開き、上水道の完成に努力する旨を決議した。

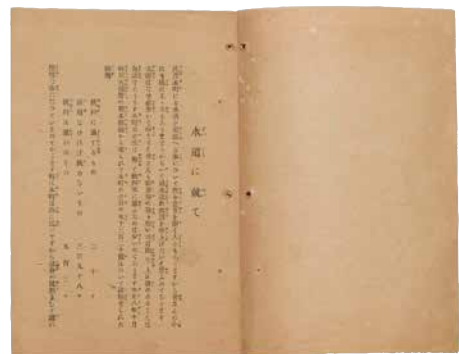
さらに町当局は同年7月18日、「水道に就て」と題した経過及び収支予算を詳細に説明した約30頁の印刷物（写真）を町内各戸に配布した。町民の中にはこれで水道敷設を了解したものが大勢いた。

そして、この長引く紛争を憂慮した人々は同年8月8日、「各町から2、3名宛約三十名」で水道促進同盟を結成し、「いたづらに紛争を続ける時ではない、高砂町は四囲の情勢からみて水道は絶対必要である」と町内中堅層に呼びかけた。

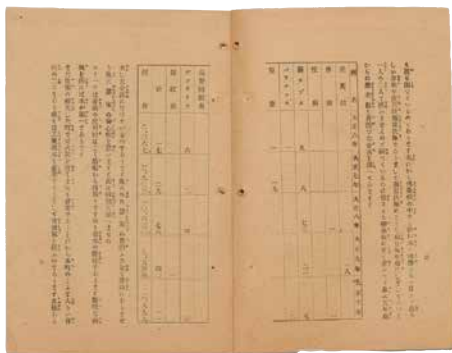
その第一回の演説会が町公会堂で開催され、「自治体を破壊するが如き行動は飽くまで撲滅する必要がある」として、反対派を攻撃し、上水道工事は1日もおろそかにできない重要緊急事案である旨を説いた。



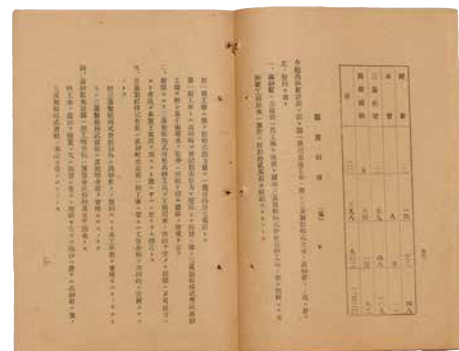
・水道に就て（表紙）



・水道に就て（中面1）



・水道に就て（中面2）



・水道に就て（中面3）

4. 反対運動の再燃〈1922年〉

前述のように1922（大正11）年5月以降同志会を中心とする反対運動が展開されていたが、8月に入ると同志会が問題を戸主会委員に一任し、戸主会側と町当局は合意し、反対運動は一時終息した。

ところが、1922（大正11）年8月29日に町が提出した第2期工事の申請書に「給水人口1万人を1万5千人に増加、なお、2万人まで給水できる施設に変更の上」として提出したことで反対派の運動は再燃した。

戸主会は9月2日、町民大会を開いて町長及び町会議員の不信任と引退を勧告した。また9月4日には戸主会から河合義一・小林文二ほか15人が県庁を訪れ、第2期工事の差し止めを嘆願した。さらに9月21日には同志会・戸主会の数十人が県庁を訪れ、「土地の人々が反対し且不利益になるやうな事業を何故認可する方針を採ったか」と詰め寄ったが、県課長は「決定権は内務省にあり、県は書類を取り次いだに過ぎない」とこれをかわした。そこで反対派は上京し、10月7日に内務省に戸主会委員2,100戸のうち1,307戸主分の敷設反対調印をもって工事延期を陳情した。しかし11月20日、第2期工事変更認可申請が認可され、翌年着工されることとなった。

この頃になると反対運動は空前の盛り上がりを見せ、反対派が行う演説会には神戸暁明会の応援があったほか、中央の有力政治家である尾崎行雄・島田三郎・永井柳太郎が高砂町で演説を行っている。第2期工事変更の認可直前の10月3日に、神戸暁明会主催の民権伸長・普選断行大演説会が町公会堂で聴衆1,300人を集めて開かれ、最後の弁士として島田三郎が登壇した。島田は上水道問題について、「諸君は町長を信任せぬ故に納税する場所がないといふ結果であるが故に信任できる納税場所の出来る迄は、納税を見合しても善からう」との趣旨の発言を行い、これを新聞各紙に広告して、当局に対抗せよと言って聴衆を沸かしたと報じられている。島田の発言を受け、反対派は町税不納同盟を結成した。12月3日付の「大阪朝日新聞神戸附録」では、納税者2,800人のうち11月30日までに納税した者は1,300人、不納者は1,500人と報じられている。

続いて12月23日、反対派は小学校の同盟休校を実施した。12月26日付の「神戸又新日報」では、「教員等の家庭訪問による出席勧誘にもかかわらず、25日には総数900人の児童が欠席した」と報じられた。



・神戸又新日報 大正11年12月24日付

5. 調停案〈1922年～1923年〉

1922（大正11）年末の町税不納同盟から児童一斉休学など大混乱をきわめていた上水道問題も、翌1923（大正12）年1月、町当局による調停の動きが出て解決の兆しが見えてくる。同年1月5日、高砂町より調停を依頼された神戸の高山義三弁護士らが高砂町を訪れ、反対派と意見交換を行い、町当局と折り合いのつく妥協点を見出し、次のような調停が成立した。

調停案

- 一、土居町長ニ対スル辞職ノ件ハ調停者ニ一任スル事
- 二、現在水道委員ハ其水道委員タルコトヲ即時辞職スル事
- 三、水道委員規程第二条ヲ改正シ町村制第六十九条第二項ノ精神ニ基ツキ水道委員ハ町公民中選挙権ヲ有スルモノト町会議員トヨリ半数ツツ選出スルコトニ変更スルコト
- 四、高砂町対三菱側ノ契約更改等ニツイテハ町長及ビ水道委員ガ発起人トナリ各区ヨリ一名ツツノ委員ヲ挙ゲテ研究会ヲ組織シ町民ノ意向ト希望トヲ参酌シ其必要ニ応ジ各委員和衷協力シテ其達成ニ努力スルコト
- 五、従来ノ町当局ニ対スル反対運動ハ調停成立ト同時ニ即時停止スルコト

以上

大正十二年一月十六日 神戸市永沢町 高山法律事務所ニ於テ

高砂戸主会 代表者	糟 谷 善太郎	印
全 上	河 合 義 一	印
高砂町町会議員代表	神 田 勝 次	印
全 上	戸 田 亀太郎	印
立 会 人	大 島 秀 吉	印
	堤 良 明	印
	高 山 義 三	印
	富 永 宗千郎	印

1923（大正12）年1月17日、土居兵太郎町長は兵庫県知事に辞表を提出し、6人の水道委員もただちに辞職し、調停案の第1、2項が即時に履行され、第3項は町会を開き改正案が可決され次第、町会側・町民側それぞれ5人ずつを選出する見通しがついていた。しかし、第4項は三菱製紙との契約更改に関する研究会を設け、従来の契約を更改し、一定の年限後は相当の給水料金を徴収することを高砂町の名義で三菱製紙に交渉し、それを実行するというもので、町会議員で三菱製紙の社員でもあった梅村勇が最後まで反対したが、調停成立前の1月14日、調停案の内示を受けた町会側が夜を徹して意見を交換し、調停者を交えてようやく了解したという経緯があった。

ところが、反対派は21日夜、突然町民大会を開催して「三菱製紙株式会社と町との契約の改正を絶叫し、且つ町会議員以外の町公民より選出する水道委員は全部同志会より選出する交渉を町会議員に要求」することにした。反対派は1月28日の和解式にも欠席の意向であったが、調停者の高山弁護士らの懇請で和解式には出席した。反対派を代表して挨拶に立った河合義一の演説中に「町会側の態度並びにその行為に飽きたらざるものがあったため、一座は妙な具合に」と当時の新聞は報じている。翌29日に第2期工事の地鎮祭はごく質素に行われた。

調停案の第3、4項が確実に実施されることを強く要請していた反対派は、和解式後も第4項につき研究会員の公選を要求したが町当局に拒否され、調停者も身を引いたために遂に決裂した。その後、3月6日の水道委員会で研究会組織の根本案件たる町対三菱の仮契約の鑑定を専門家に仰ぐことにし、2人の弁護士による鑑定書がそれぞれ提出された。

鑑定書はいずれも1919（大正8）年12月6日の高砂町と三菱製紙の間で締結した仮契約を、当事者一方において変更・廃止できない旨の内容となっていた。これを受けて、5月4日、高砂町会は研究会を組織しないことを正式に決定し、7月20日、この仮契約を本契約とする契約書が町当局と三菱製紙の間で交わされた。



・高砂町史誌 P.306

第3節 上水道創設 幾多の困難を乗り越えて

1. 創設第2期工事 水道事業創設〈1921年～1924年〉

先に述べたように、工業用水道の工事期間中に上水道敷設の可否が町政の一大争点となり、反対運動も町税不納同盟の結成、小学校の同盟休校がおきるほどに拡大していた。

高砂町は、調査中であつた第2期工事も設計が完了したので、1921（大正10）年11月2日、町議会の決議を受け、翌日の3日付で内務大臣に認可を申請、1922（大正11）年1月27日に認可を受けた。

第2期工事は反対運動が終息をみた1923（大正12）年1月に着工し、同年12月20日竣工、工費は305,000円であつた。

こうして、1924（大正13）年1月1日に高砂町水道事業として上水道の給水を開始した。竣工式は、同年4月3日、朝日町浄水場において盛大に行われた。



・朝日町浄水場



コラム③ 旧朝日町浄水場配水塔

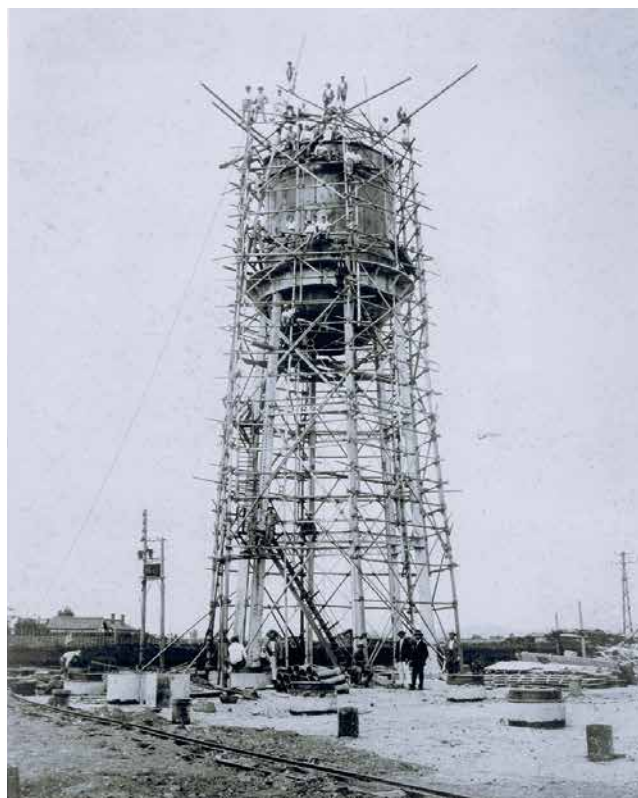
旧朝日町浄水場配水塔は、朝日町浄水場から高砂町へ給水する目的で、築造されました。材料には官営八幡製鉄所（現：日本製鉄株式会社）製の鋼鉄が使用されています。

その後、事業の発展に伴う給水量の増加などの理由から、1966（昭和41）年7月8日に、朝日町浄水場は廃止され、浄水場は米田水源地へと移りました。しかし、朝日町浄水場の廃止後、地元住民からの強い要望があり、高砂市水道事業創設の記念として配水塔が残されました。

そして2003（平成15）年3月には、国登録有形文化財に指定されました。

概要

高さ	26m	直径	6.0m
水深	8.8m	容量	200m ³
材質	鋼鉄製	費用	20,304円
完成	1923（大正12）年10月25日		



・朝日町浄水場配水塔工事風景



・現在の旧朝日町浄水場配水塔

創設第2期工事（浄水場工事、配水管工事）概要

施設名	数量	施設の概要
取水井	1井	レンガ造り、径3.64m、深さ2.86m
沈殿池	2池	コンクリート造り、斜壁、有効容量1,782m ³ 沈殿時間12時間
緩速ろ過池	2池	コンクリート造り、ろ過面積413m ² 、ろ過速度2.42m/日
浄水池	1池	コンクリート造り、有効容量1,400m ³
送水井	1井	コンクリート造り、径3.03m、深さ4.54m
取水ポンプ	2台	150mm×3.75kw
送水ポンプ	3台	200mm×37.5kw×1台、200mm×22.5kw×1台、 200mm×15kw×1台
ポンプ室	1棟	木造115.5m ²
配水塔	1塔	鋼製、高さ26m、容量200m ³
配水管	12,246m	φ50mm～300mm



コラム④

加古川改修工事の完成 〈1918年, 1919年, 1924年, 1933年〉

1918（大正7）年～1919（大正8）年は準備測量に、その後16年間にわたり工事が進められた。高砂市域内では、第1に米田村米田新で加古川から分流していた洗川を締め切って平水量を通すだけにしたこと（洗川樋門、右頁写真）、第2に河口の高砂堀川の上端に樋門を設けたこと、第3に播丹鉄道鉄橋のやや下流に木製の相生橋が架けられたこと、第4に波浪をやわらげるために向島地先に粗朶沈床（そだちんしょう）を施したこと、などであった。

1924（大正13）年9月竣工の高砂樋門は、「加古川右岸に新堤防に設け、平時は堀川との連絡を計る舟航に便にし、洪水の際には扉及び堰桁を以て洪水の遮断を図り、高砂町をして洪水の患をなくするとともに、堀川への土砂の流入を防ぐ目的」だった。

1933（昭和8）年11月19日に加古川町加古川大橋南の河原で内務省主催の竣工式が盛大に行われた。

改修区域は左岸が加東郡市場村、右岸は加東郡来住村以下海に至る間で、左岸は19.65km、右岸は17.2km、築堤、護岸の分野整然として兩岸を区画し、河の断面積不十分なところは河幅をひろめ、あるいは掘削、しゅんせつ工事を行い、無堤防の箇所には堤防を築いて、毎秒4,450m³の水を流すようにし、加東、加古、印南の平野は完全に災害から免れることができるようになった。





・洗川樋門



・堤内水路より洗川樋門を望む

創設事業

西 暦	年 月 日	工業用水道	水道
		出来事	出来事
	明治 28~40年	加古川河川改修工事調査結果によっては水流変化の可能性があるため、工事内容が明らかになるまで内務省に進達できないと県が申請を一時保留	
1900	明治 33年 12月 12日	神戸製紙所（現：三菱製紙株式会社）工場完成 加古川から取水	
1901	明治 34年 5月 18日 6月	神戸製紙所（現：三菱製紙株式会社）高砂工場 操業開始 防潮堰築造 当時の取水口は平岸で山陽電鉄橋の少し上流付近	
1907	明治 40年	鐘淵紡績株式会社 建設	
1918	大正 7年 3月 23日 4月 10日	町議会で「工業用水道敷設稟請の件」を議決 内務大臣に工業用水道敷設の施工計画申請 加古川河川改修工事調査結果によっては水流変化の可能性があるため、工事内容が明らかになるまで内務省に進達できないと県が申請を一時保留	
1919	大正 8年 12月 6日	⇒自然消滅のかたちとなり計画は頓挫 「高砂町水道第1期工事に関する仮契約」を締結 ・三菱製紙へ12万石の供給を高砂町が保証 ・第一期工事に関する工事費用全額を三菱製紙が寄附	
1920	大正 9年 4月 12日 11月 17日	〔第1回変更〕内務大臣に変更認可申請 加古川改修工事の調査完了に伴う設計変更 〔第1回変更〕認可を受ける	
1921	大正 10年 1月 18日 11月 3日 11月 4日 11月 5日 12月 13日	【集水井築造】着工 米田町古新堤外地に集水井を築造し、4か所の流入口から加古川表流水を取水する。 連絡配管、ポンプ室、沈砂池、導水路及び電気施設一式を整備	【集水井築造】着工 米田町古新堤外地に集水井を築造し、4か所の流入口から加古川表流水を取水する。 連絡配管、ポンプ室、沈砂池、導水路及び電気施設一式を整備 〔第2期拡張計画〕認可申請 第2期工事分 計画給水人口：1万人 【集水井築造】竣工
1922	大正 11年 1月 27日 8月 29日 11月 20日	【工業用水道】給水開始 第1期工事（工業用水道）通水式	〔第2期拡張計画〕認可を受ける 〔第2期拡張計画〕（第1回変更）変更認可申請 計画給水人口：1万人→1万5千人 〔第2期拡張計画〕（第1回変更）認可を受ける
1923	大正 12年 1月 29日 2月 1日 10月 1日 10月 25日 12月 20日		【朝日町浄水場等】地鎮祭、鍬入式 【朝日町浄水場等】工事着手 〔第2期拡張計画〕（第2回変更）変更認可申請 荒井村への区域外拡張工事 【朝日町浄水場配水塔】竣工 【朝日町浄水場等】竣工
1924	大正 13年 1月 1日 2月 6日 2月 28日 4月 3日		【水道】給水開始 〔第2期拡張計画〕（第2回変更）認可を受ける 荒井村に給水開始 【朝日町浄水場】竣工式